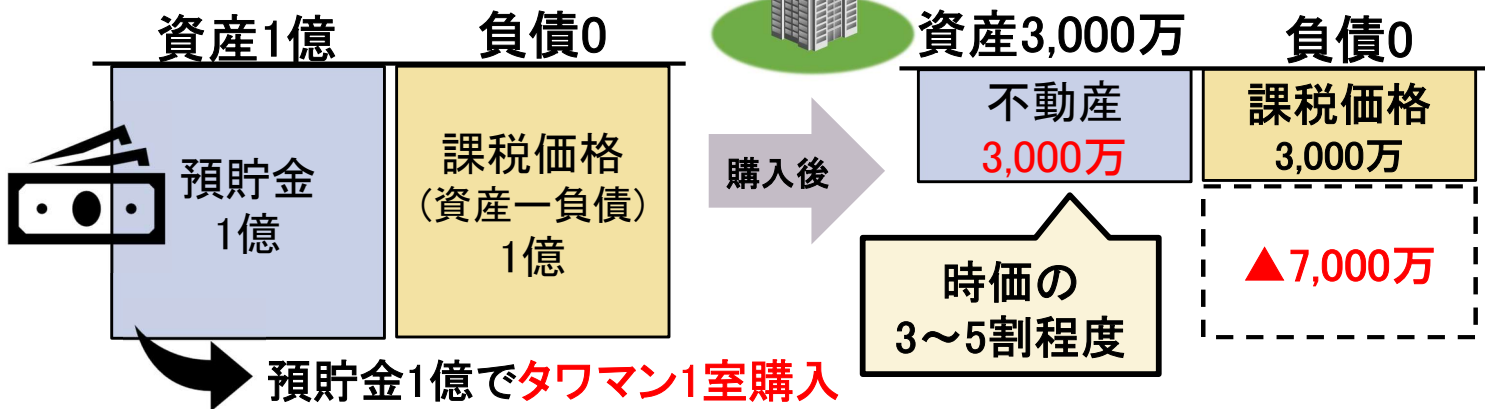


# タワマン節税が縮減されます

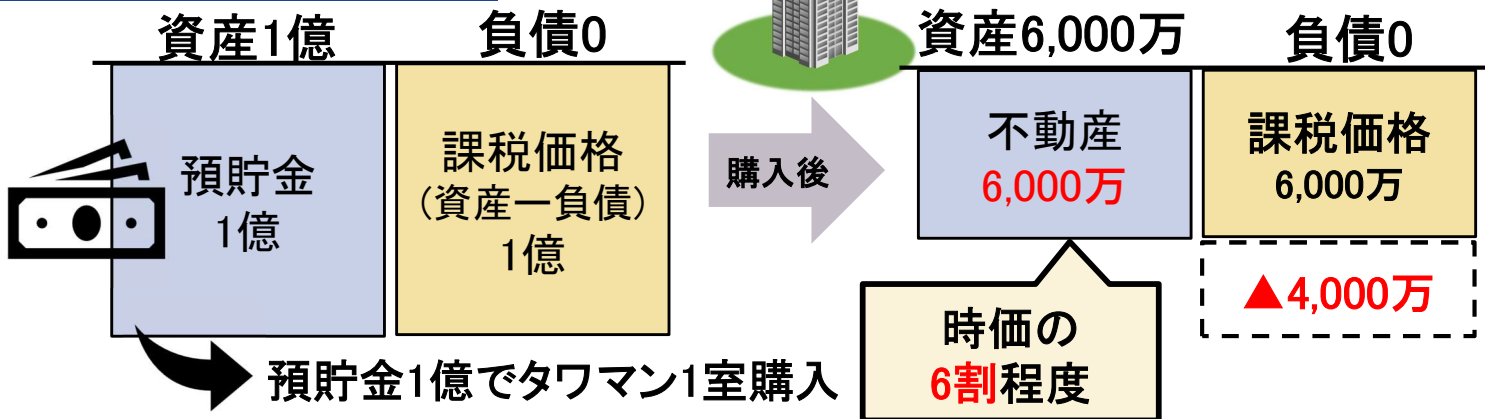
タワーマンションを始めとする区分所有居住用不動産の相続税評価額を**実勢価格（時価）の6割程度**とする改正案が検討されているようです。改正は**令和6年1月1日より実施**予定とされており、いわゆるタワマン節税に一定の対策が講じられる予定です。



## 現行の相続税評価



## 改正後の相続税評価



この改正は不動産による相続税対策を否認した令和4年4月最高裁判決の流れを汲んで検討されていたものであり、今回の実勢価格6割を限度とすることで概ねの結論が出たものと思われます。尚、今回の改正は**分譲マンションなど区分所有の居住用不動産のみを対象**とし、二世帯住宅、**低層の共同住宅、事業用テナント物件は対象外**となるようです。尚、否認の観点から**令和5年中のタワマン駆込み贈与はお勧めしません。**



先日、大学サッカー部時代の友人から人数が足りないと言われ、滋賀県皇子が丘公園のグラウンドでサッカーをしてきました。フルコートでの試合は本当に久しぶりなうえ、当日は30度を超える炎天下。元気に走り回る相手選手に何とか付いていくのがやっとです、泣こちらのチームは12人。長く感じる30分ハーフの試合でしたが、途中で交代も挟みながら、何とかやり過ごすことができました笑